

◆ 三十一番(今井光子)

奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例について伺います。

奈良県の八割の面積を占める山林が、今深刻な危機を迎えています。県の森林面積の九五%が民有林です。そのうちの六二%が杉、ヒノキの人工林で、戦後の復興期に植林された木が間伐の時期を迎えています。実際は毎年五、六千ヘクタールで六割の間伐です。四割は放置されたままになっているのです。林業が業として成り立たない、それによって進む山林の荒廃が各地で土砂災害を起こしています。人口の過疎化が進み、限界集落が点から面にと広がってきています。森林をどのように再生するかは、奈良県にとって重要な課題になっています。

今回、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例が提案されました。この条例が林業や製材業、山村集落の崩壊とも言える高齢化、過疎化の実態を回復する施策になるのか、今後の取り組み状況を注視していきたいと思えます。

全体的に見ますと、林業、木材産業には入り口と出口があります。入り口は木を育て伐採する部分と、出口はそれを原料として加工し販売する部分です。出口の分野では最も大きな市場は建築と関連産業ですが、住宅建設は一九七三年のピーク時に百九十万戸から、二〇〇九年には七十八万戸とピーク時の二分の一に落ち込み、その上、すべてが木造ではないため、需要はさらに落ち込んでいます。製材業者の廃業、倒産で製材業も衰退の一途をたどっています。杉、ヒノキの出荷はピーク時の七分の一、五分の一、価格の暴落は、杉がピーク時の三分の一、ヒノキでは四分の一以下です。再生産を維持できない木材価格は買い手相場になって、林業の衰退になっています。それはまた、低価格の外材輸入によっても大きくダメージを受けています。一方、

入り口にある林業は、出口がどんなに困窮していようとも出口の業界に原料を提供することしか方策がなかったのではないのでしょうか。

林業は、一次産業の中でも農業などと大きく異なるのは、完全な木を育てるのに三十年、五十年、百年と長期の歳月がかかることです。その間、台風や病害虫など大きなリスクを抱えます。間伐も、以前は間伐材が足場などに利用されておりましたが、今日ではその販路も閉ざされ、間伐材の収入は皆無になっています。間伐しない山の木は、光が差し込まなく、細く粗悪です。搬出してもコストに見合わず、放置された間伐材は大雨に流され、鉄砲水のようになって山や河川の災害をもたらしています。こうした結果、山で働く労働者や村民の持続的、安定的な仕事が奪われ、収入源を失った村は高齢化、過疎化が進んでいます。今日の林業問題は極めて構造的なものであり、思い切った発想の転換と資金の投入が求められていると思います。林業の基本は、生産費に見合った価格で市場に安定して販売されることです。それには、木材そのものの利用だけではなく、木材の成分を活用した新しい研究や開発で質的転換を図ることが重要です。また、県立病院建替えや中央こども家庭センターの建替えなど、公共施設の建設計画がありますが、こうしたところにこそ県産材を使用すべきと考えます。

森林の所有形態は、五十ヘクタール以上の所有が一％、五ヘクタール以下の小規模所有者が八七％を占めています。県内では五万六千四百六人が山林所有者になっていますが、森林組合に加入しているのは三割にすぎません。また、不在地主は四九％と半数で、この山をどう全体で管理するかは大問題です。岡山県の西粟倉村では、森林管理協定を結んで、村の森林を長期契約で村が無料で管理し、利益が上がれば還元する方法がとられています。奈良県でも、山林の所有権と管理権を分けて全体で考えなくてはならない時期を迎えていると思います。森林組合などにそれを委託して計画的な管理が必要ではないのでしょうか。また、林業の共同化の中で、山林の所有権と管理権を分け、放置林をなくして奈良県の山に命を吹き返していくことが、奈良県の活性化につながっていくと思います。

条例は、つくっただけでは絵にかいたもちに終わってしまいます。これをどのように県民に知らせ、県民や関係者の意見をくみ上げて具体化しようとしているのか。この条例を制定することで、知事はどのような奈良県の未来の林業を考えているのか、伺います。

次に、住宅リフォーム制度について伺います。

秋田県がことし三月から、住宅の増改築・リフォーム工事に助成する住宅リフォーム緊急支援事業を創設します。同事業は、住宅リフォーム工事費の一〇％、上限二十万円を助成するもので、工事費五十万

円以上で、県内に本店を置く建設業者の施工が対象です。対象戸数七千戸、三月から受付を開始し、事業期間は二〇一一年の三月までです。そのために十二億六千万円の債務負担行為を設定しています。県レベルでは新潟県、島根県に続いて三番目、新潟県、島根県は県産材の使用に限定されていますが、秋田県では、より利用しやすくなっています。県内では地元の広陵町で商工業者の要望が実り実現しましたが、広陵町では十万円を限度に、リフォームにかかった費用の一割を町の商品券で助成するものです。平成十七年七月から実施されていますが、二百五件の申請があり、千六百万円の予算に対して三億五千万円の工事が施工されており、二十一・七倍の経済効果があったとされています。建設業者にも、また住民にも好評です。ところが、家を建て替えてもらった業者に頼みたいが、他町の業者という場合は利用できません。山形県庄内町でも三十倍の経済効果と言われています。県がこの制度を導入してもらえば、その経済効果はもっと大きいものになります。山形県のある工務店の社長は、五件の受注で七千万円の工事費、基礎、製材、サッシ、建具など二十社近くがかかわり、延べ二百人が仕事をしていると述べています。

中小業者の仕事おこしのためにも、奈良県で住宅リフォーム助成制度を実現し、県産材利用の場合はさらに上乘せをするなどしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎ 知事（荒井正吾）

奈良県の森林づくりについて、林業振興についてのお問い合わせがございました。

今県議会に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を上程させていただいておりますが、本条例は、森林や林業・木材産業に係る課題を克服し、奈良の森林・林業の現状をよくしたいという思いで制定しようとするものでございます。森林づくりの観点と林業・木材産業の振興の二つの観点から、必要な施策の方向性を示そうとしております。

まず、森林づくりでございますが、県内の民有林について、木材生産林と環境保全林の二つに大きく区分しようとしております。木材生産林は、主として木材資源の循環利用を図る森林でございます。また環境保全林は、主に景観の保全や生物多様性などの発揮を図る森林でございます。その区分に応じて必要とされる施策の展開を進めたいと思いますが、そのようなことにより、放置森林を解消するとともに、林内への立ち入り利用や良好な景観眺めの場所を確保するなど、森林を多様な視点で活用するという心を心がけていきたいと思っております。

林業や木材産業の振興の点につきましては、県産材の安定供給と利用の促進、それとともに林業従事者の育成を中心に取り組んでいきたいと思っております。安定供給対策では、高性能林業機械の導入や林内路網の整備により、出材量の安定化と生産コストの低減を促進したいと思っております。利用促進対策におきましては、利用者ニーズに合致した木材や木製品の供給施策などを重点に進めていきたいと思っております。これらによりまして、安定した木材需要と供給体制の構築を目指し、木材生産林での木材資源の循環利用を長期間にわたり持続的に推進できるようにしたいと思っております。

また、当該条例の制定におきましては、昨年四月から森林審議会におきまして検討を重ねてまいりまして、市町村等との意見交換会やパブリックコメント等によって県内の意見の把握にも努めてまいりました。これからは、木材生産林と環境保全林の森林区分の具体的作業に入るわけですが、ことし一年かけて行うこととなります。その際は、県が基準を示し、市町村単位で、森林所有者や関係者等への制度周知や意見聴取を行いながら進めたいと思っております。

森林の所有と管理の分離についてのご意見がございました。重要な視点だと思っております。これらの区分の作業や施策の実行を通じまして、森林関係者の理解醸成に努めたいと思っております。個人での整備や保全が困難な場合には、森林組合など林業事業体への施業委託などにより、長期的な管理を確保する取り組みについてもあわせて推進してまいりたいと思っております。

さらに、本条例におきましては、県、森林所有者、森林組合などの事業体、木材産業関係者の責務と、県民の役割について明文化をしております。関係者がみずからの責務や役割に基づき、意欲的に取り組んでいただくことが不可欠でございますが、県といたしましても、積極的な取り組みを行われる方に対してはこれを支援してまいりたいと考えております。

木材の保存と活用は、極めて長期的な展望に立つて行うべきものでございます。県があるべき方向性を示しながら、環境面でも経済面でも持続可能な奈良県の森林づくりと林業・木材産業の振興を目指して取り組んでいきたいと思っております。

住宅リフォームについてのお問い合わせがございました。

住宅需要が低迷しているのは全国的な傾向でございますが、本県におきましても、住宅着工件数はこの十年間で約三割減少しております。一方、リフォームにつきましては、既存住宅を有効に活用する意識が高まっており、需要の落ち込みはそれほどでもございません。今後、これを推進することが住宅建設業の活性化にもつながるものと考えま

す。県におきましては、住宅需要を喚起する経済対策として、新年度予算におきまして、新築住宅及びリフォーム住宅に対しまして、県独自の支援制度の創設を議会にお願いしているところでございます。制度の内容といたしましては、国の住宅版エコポイント制度を活用した住宅を対象に支援を実施しようとしております。新築につきましては、県産材を活用したもの、リフォームにつきましては、景観に配慮した屋根・外壁改修または耐震改修を行った方々に対しまして、県内で使用できる商品券、平城遷都一三〇〇年記念プレミアム商品券と仮称しておりますが、を交付しようとしております。このような支援制度により、県内の住宅新築及びリフォームの需要が増加し、一定の経済効果が見込まれると考えております。また、県内のみで使用できる商品券の交付により、県内の消費喚起にもつながるものと考えております。新築住宅に県産材を使用する場合の県独自の補助制度は二年前から既に実施しておりますが、ご質問のリフォームに係る県産材利用への支援につきましては、今までやってまいりました、あるいは今年度しようとしております一連の支援措置の利用の実績、効果の程度を検証しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

水問題に対するご質問が私に対しておりました。奈良県の水問題、大滝ダムに関するご質問でございます。

大滝ダムは、ご指摘ありましたように、昭和三十四年の伊勢湾台風による甚大な被害を契機に計画されたダムでございます。紀の川沿川地域の被害を軽減するための洪水調節、治水の面、水道用水及び工業用水の供給、利水の面を目的とした多目的ダムでございます。本県にとりましては、治水、利水両面で必要不可欠なダムと思っております。大滝ダムが完成いたしますと、県内の水の供給は大変安心したものになります。京奈和自動車道のような高速道路の設置に劣らない効果が水の面であると思っております。そのようなダムでございますので、国に対しまして、ダムの早期供用と関係住民の安全確保を強く要望してきております。

三千六百四十億円という大変高額な事業費でございますし、費用が増高してきたというご指摘でございます。その要因といたしましては、川上村の中心地が水没するということでございますので、補償世帯数が多い上、集落ごとにダム湖上部に移転するズリ上がり方式と呼ばれるような代替地造成を行ってきておるためという面もございます。国道付替えや地すべり対策工事等の対策に時間と費用を要したことなどが挙げられております。

最近におきましては、国において、白屋地区での亀裂発生に対する地質学や地すべり工学の学識者等から成る委員会を設置されております。

して、原因解明と対策工法の検討が行われて、安全対策を講じてきておられます。現在、大滝地区と迫地区で地すべり対策工事が実施されております。平成二十三年度中に工事を完了し、平成二十四年度中には試験湛水を行い、平成二十五年度から供用開始されるものという予定でございます。ダムの工事は急峻な地形で行われること、また、ある程度まで工事が進むと、引き返すのにも多額の費用を要するという宿命的困難のもとで、努力をしていただいておりますように思います。

ダムが使えなかった場合という想定のご懸念でございますが、今までのところ、これまでの長年の経過と経験から判断して、そういった事態は想定されていないように思います。仮に基本計画に変更が生じた場合の対応につきましては、議会の議決を得るのは当然のこととさせていただきますし、事由の内容に応じた県の負担についても、慎重に対応していく考えでございます。

いずれにいたしましても、国においては、貯水池全体の安全性を確保するために最大限の手を尽くしているというふうに聞いておりますし、県といたしましても今後とも、国と緊密な連携をとりながら、住民の安全確保と大滝ダムの早期完成を目指して協力していきたいと思っております。

◆三十一番（今井光子） ご答弁いただきましてありがとうございます。何点か質問をさせていただきたいと思っております。

森林の関係なんですけれども、いろいろな関係者の方、市町村にも意見を聞いた、パブリックコメントも行われたということで言われておりますが、パブリックコメント、聞きましたら一件しか回答がなかったというふうに聞いているんです。私はこの問題を取り上げるに当たりました、住んでいる場所が南部のほうではありませんので、あまり地元の人たちはこの林業の問題、関心がないかと思っております。聞きましたら、本当に皆さん、今奈良の山が大変になっているということに物すごい深い関心を持っているということがわかりました。これを実現するにはやはり十分、関係者、小さい山持ちの皆さん、働いている山林労働者の皆さん、いろんな方の声をくみ上げてしていかないと、本当に実効のあるものにはならないんじゃないかというふうに思っております。その点でやはり具体化するに当たって十二分にもっと声を聞くという点で、もう一度、どんなふうにお考えになっているのか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

住宅リフォームにつきましては、今年度新たに一步前進の政策をしていただいておりますが、今後一定の効果を見て、現在、新築の住宅しか県産材の場合の助成がありませんけれども、住宅リフォームも検

討していただけるということですので、ぜひそれにつきましては推移を見守っていただきまして、非常にニーズは高いというふうに思っております。ですから、それはぜひ実現していただきたいというふうに思っております。この点は要望しておきたいというふうに思います。

それから、ヤマトハイミールの問題でお尋ねをしたいというふうに思います。法的には全部、裁判の関係で言いますと問題ないという結果にはなっているんですけども、私は、代理人が、県の側が県の職員の方に委任をする、組合の連帯保証人の方も県の職員に委任をするという、そういうことというのは非常におかしいんじゃないかなというふうに思っているわけです。ちょっと調べましたら、委任が許されない場合というので、遺言は契約ではないので委任というのはだめだと。それから、尊厳死の宣言をするのも、これも委任はできないということなんです。それ以外の大抵のもの公正証書は、相手との契約の締結を内容とするものだから代理人を立てることができるというふうになってはいますけれども、ただし、事の性質上で契約の相手を自分の代理人にすることはできないというふうに、私の調べた資料ではそんなふうに書かれているわけです。ということは、県の職員にヤマトハイミールの側が委任をするということは、それは契約の相手と代理人で委任しているというふうに思うわけですけども、その点についてはどんなふうに解釈をしたらいいのか。私は、県がつくった組合だったらこれで別に問題はないわけですけども、これは協業組合で、県がつくった組合ではないというふうに思っているわけですが、そのあたりは一体どうなっているのか、その点についても一度お考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

◎知事（荒井正吾） 森林条例に関係いたしまして、これからの森林の保存と活用の実行に当たって、関係者の声を十分聞くようにというご意見でございます。もちろん関係者の声を聞くのは当然のことでございますが、森林におきます関係者の声を聞く場合の課題といいますか、問題点として私が認識しておりますのは、関係者といいました場合の私有林でございますが、持ち主と森林組合などの管理者と森林従事者と、それを搬出して受ける方々、森林をめぐる関係者の利害が対立しているんじゃないかというふうに感じております。対立している意見をそれぞれ聞いて、それぞれにいいように実行するという道を探ってつくっていかなくちゃいけないというのが、この森林条例をつくって目標を定めて、それに向かって関係者が理解してもらおうという、森林条例の一番大きな意味はそういうところにあります。関係者の声を聞くと、真摯な本音を言っていたくと、利害が対立していることは

よくわかるといったような段階に実はなってくるわけですが、対立を超えて、奈良の大事な森林をどのように守るのかということに一步大きく踏み出そうとしております森林条例でございますので、声を聞くとともに、県も森林条例の精神に沿って、関係者の利害がうまく調整されて、いいほうに向かうように努めていかなきゃいけないと、そういう気持ちでございます。